

## 越生町歯科口腔保健の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、口腔の健康が町民の健康の保持及び増進等に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び町の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 町民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

### (町の責務)

第3条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (町民の責務)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、自ら積極的に歯科口腔保健に努めるものとする。

### (歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うとともに、町が実施する歯科口腔保健に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第6条 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、町が実施する歯科口腔保健に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の歯科検診及び歯科保健指導を受ける機会の確保その他の従業員が取り組む歯科口腔保健の支援に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 町は、歯科口腔保健を推進するための基本的な施策として、次に掲げるものを実施するものとする。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発に関する施策
- (2) 定期的に歯科検診を受けることの勧奨に関する施策
- (3) 障がい者、介護を必要とする者その他の特別な配慮を要する者に対する適切な歯科口腔保健に必要な施策
- (4) 歯科疾患の効果的な予防のための措置に関する施策
- (5) 歯科口腔保健に係る調査に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町が歯科口腔保健を推進するために必要な施策

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年6月4日から施行する。